明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○保安林の指定をする件（農林水産一〇二四～一〇四八）　一
○保安林の指定を解除する件（同一〇四九～一〇五二）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇五三～一〇五六）　五
○平成十二年建設省告示第千四百十三号の一部を改正する告示（国土交通八五九）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一九

告示

○農林水産省告示第千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市藤野町澤井大字小渕字上沢井向二四九一の一、藤野町澤井字上沢井東一五六三の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　福島県河沼郡柳津町大字飯谷字大久保乙一一三一の五五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保乙一一三一の五五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町湯船字上ノ原七七三、七七五

(一)　指定の目的　水源のかん養

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ原七七三（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　静岡県伊豆市大平字青松平一四四二の一五、湯ヶ島字鈴ヶ淵一八七九、字瀧之洞二七〇九、二七一一の一、二七一四の二、字間之沢二七一九の一・二七三一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七三二、字櫨沢三〇〇九の四（次の図に示す部分に限る。）、土肥字姥ヶ瀬二一八九から三一九二まで、三一九三の一、三一九三の二、字大焚火頭三二六八、字蛇石一三二七二・三二七三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字坂ノ上三二八六、御殿場市深沢字永尾三七〇三、三七〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、三七一一の一、三七一八の一、三七一九、三七二六、三七二八

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字青松平一四四二の一五・字鈴ヶ淵一八七九・字瀧之洞二七〇九・二七一一の一・字間之沢二七三二・字櫨沢三〇〇九の四・字姥ヶ瀬二一八九から三一九一まで・三一九三の一・三一九三の二・字大焚火頭三二六八・字蛇石一　三二七三の一・字坂ノ上三二八六・字永尾三七〇三・三七〇七の一・三七一〇の三・三七一一の一・三七一八の一・三七二六・三七二八（以上二十一筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　保安林の所在場所　静岡県田方郡函南町日守字大峯五三三の一

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月四日

農林水産大臣　石破　茂